

# 事務所通信

令和5年春号

こんにちは、立川です。  
いつもありがとうございます。

今回は、現金（「預金」として金融機関に預けているものも「現金」と考えます）を生前贈与する場合の留意点について、お話させていただきます。

まず、「贈与」とは何でしょうか？  
「贈与」とは、契約のひとつです。  
契約である以上、「あげます」「もらいます、ありがとう」という意思がお互いに必要です。  
そして、贈与契約では、登場人物が2人います。  
あげた人が「贈与者」で、もらった人が「受贈者」となります。

## 1. 贈与契約書の作成と、振込

贈与は口頭による場合でも成立します。贈与契約書の作成は、贈与の成立のために絶対に必要なものではありません。しかし、贈与日、贈与者、受贈者、贈与財産を正確にお互い自筆で書面に残しておくことは、とても重要なことです。

そして、贈与契約書が作成されていたとしても、その内容が実行されない場合には贈与の真実の成立そのものに疑義が生じることになってしまいます。

そこで、現金の贈与であれば、贈与者が、受贈者の銀行預金通帳に振込むことが、ベストです。この場合には、贈与者には振込票、受贈者には預金通帳に入金の印字がされますので、贈与資金が実際に移動した証拠になるのです。

## **2. 管理支配と、たまには使うということ**

受贈者が、振込を受けた受贈者名義の銀行預金口座の通帳は、受贈者本人の印鑑を届出印として作成されたものであることが必要です。そして、その通帳、カードは、受贈者本人が、管理支配していると認められることが必要です。

さらに、受贈者が贈与者から贈与を受けた現金等について、その贈与後は、受贈者に自由な使用収益権の行使が保障されていることが必要です。

一言でいうと、振込でもらった預金通帳から、たまにはおろして使うということが、自由な使用収益権の行使の保障ということなのです。

つまり、たとえ贈与契約書が作成されて資金の移動がなされたとしても、受贈者が使用収益権を確保していない場合には、贈与は成立していないものと考えられますので、注意が必要です。

以上のように、上記1と2という事実がセットとなって、はじめて贈与契約が客観的に成立するのです。

贈与契約のひな型は、次のとおりです。

## 贈与契約書

贈与者（甲） と受贈者（乙） の間で次の通り金銭贈与  
契約を締結した。

第1条 甲は、現金 \*\*\*\*元を乙に贈与し、乙はこれを受諾した。

第2条 第1条の現金は、下記銀行口座の乙名義に振り込むことに、甲、乙合意した。

### 記

振込口座 \*\*\*\* 銀行 \*\*\*支店 普通口座 No. \*\*\*\*

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

贈与者（甲） (住所)  
(氏名) (印)

受贈者（乙） (住所)  
(氏名) (印)

最後に、贈与税がいくらかかるか、についてです。

贈与税は、受贈者つまり、もらった人にかかる税金です。

そして、暦年贈与では、その年中に贈与を受けた財産の価格から110万円を控除した課税価格に、下記の速算表で贈与税は計算されます。

【贈与税の速算表（直系尊属から18歳以上の者への贈与の場合）】

基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額 (万円)	基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額 (万円)
200 万円以下	10	—	1,500 万円以下	40	190
400 〃	15	10	3,000 〃	45	265
600 〃	20	30	4,500 〃	50	415
1,000 〃	30	90	4,500 万円超	55	640

たとえば、18歳以上の方が、その年中に直系尊属から贈与を受けた財産の合計が、500万円であったとします。

この時の暦年贈与の贈与税は、次のとおり、485,000円になります。

$$500 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円} = 390 \text{ 万円}$$

$$390 \text{ 万円} \times 15\% - 10 \text{ 万円} = 485,000 \text{ 円 (上記速算表にあてはめます)}$$

この考え方が、贈与契約、贈与税の基本となります。

(代 表 立 川 勝 一)